

細事業：南河内圏域救急医療事業

1. 南河内圏域救急医療事業

二次救急医療（入院等を必要とする医療）体制の整備を図る。

9市町村（河内長野市、富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）が共同で一次救急医療を補う二次救急医療体制（休日71日、夜間365日）及び準夜（20時～23時）初期救急医療体制（年間365日）を実施した。

<平成25年度 二次救急医療体制整備費補助金交付事業負担金>

市町村名	分担金額（円）
富田林市	4,734,283
河内長野市	4,545,315
松原市	4,984,345
羽曳野市	4,680,796
藤井寺市	2,664,326
大阪狭山市	2,315,496
太子町	569,746
河南町	652,339
千早赤阪村	241,494

<平成25年度 準夜初期救急医療事業負担金>

市町村名	分担金額（円）
富田林市	3,196,202
河内長野市	3,068,626
松原市	3,365,023
羽曳野市	3,160,091
藤井寺市	1,798,735
大阪狭山市	1,563,234
太子町	384,646
河南町	440,406
千早赤阪村	163,037